

## 明治初年の行政区画

大小区制から連合戸長役場へ



図1 明治5年5月大区小区制



図2 明治12年2月組合町村制

1 江戸時代、各家単位で名前、年齢、檀那寺等を記入した帳簿を村ごとに作成し、キリシタン禁制を徹底させるための制度。

2 「郡区町村編成法」「地方税規則」「府県会規則」の三つの法規を総称して「三呼ぶ」。



図3 明治15年1月改正組合町村



図4 明治17年9月連合戸長役場

江戸期の名張地域の村々は、夏見組・長瀬組に分かれて大庄屋が広域的な支配を行っていました。各村には庄屋・年寄が置かれ、年軍の賦課・徴収、触達の回達、人別送りや宗門改といった事務を果たし、村は人々の生活単位として自治的に運営されていました。そのような村々の枠組みは近代になって大きく変化していきました。明治政府は、宗門改制度に代えて、町村単位で身分の別なく地番によって住民を把握する戸籍を作成しようとして明治四年（一八七二）四月に「戸籍法」を公布しました。この戸籍は翌明治五年に全国的に作成されることになっていましたのでその年の干支をとって壬申戸籍と呼ばれています。

そして戸籍を作成するために戸籍区という行政単位と、戸長という事務担当者が設置されることになりました。廃藩置県後の明治四年三月、三重県は管内一二郡を四五区に分した戸籍区を設置し、伊賀地域は山田郡が一区、阿拝郡が五区、伊賀郡が二区、名張郡が二区の四郡一〇区に分画されました。それが明治五年五月になって、三重県管内一二郡は一〇大区四七小区に再分画されます。一小区に戸長五名、副戸長一五名、各町村に組頭

来の町村を行政単位として復活することが指示されました。

三重県では、十一月から十二月にかけて区戸長会議を開催して、地方制度改正の原案作成を進め、明治十二年二月に「郡治分画」を布達します。これにより郡役所を開設するとともに、管内各町村を二、三か村づつ組み合わせさせて戸長役場を配置する組合戸長役場制が実施されることになりました。

このとき、伊賀郡と名張郡の二郡を合体して伊賀・名張郡庁が名張に開設され、初代郡長に中山光夫が任命されました。村々は図2のように数か村が組み合わされて戸長役場が設置されました。大小区制のもとでの小区扱所に比べて管轄区域は縮小され、戸長も公選とされました。けれど、組合町村制は、数か村を組み合わせて一つの戸長役場を置くもので、国と県の委任事務を遂行できるだけの財政規模を持つ行政単位であることが期待されていました。このような官治的行政単位としての性格に対する批判が強まる中、明治十五年にはいったん組合町村制を廃止して町村戸長制にすることが試みられました。図3のように、一部を除いて江戸期の村のほとんどが復活しています。

（後に町村総代と改称されます）一名を配置しました。この時、名張地域の村々は図1のように、第一〇大区の二小区から四小区に所属させられました。築瀬村には田中愿蔵と角田半兵衛の二名の戸長が置かれ、その他の村々は三、八か村毎に組み合わせられ、組合毎に戸長一名と副戸長数名が配置されましたが、隣接していない村々を同じ戸長の管轄範囲にするなど住民の便宜にはあまり考慮が払われていませんでした。また、当初の段階では、大区を管轄する長が配置されていませんでしたが、明治五年五月二日、三重県は大区に区長・副区長を、小区に戸長・副戸長を置き、大区扱所・小区扱所を設置することとします。こうして大区小区制という行政機構が形を整えます。

大区小区制のもとで江戸期の町村や大庄屋・庄屋などは形式上否定されましたが、実際には住民の結びつきは依然として旧来の町村の枠組みの中で続いており、大区小区制のようにあまりに官治的な制度は長続きしませんでした。明治十一年七月、前々年の東海大一揆の影響もあって政府は地方三新法を制定公布します。その中の「郡区町村編成法」によって新設の行政単位である郡を置くことと、旧

しかし、その後種々の委任事務の負担が増加するに伴い、戸長役場経費も増大していかざるをえませんでした。明治十七年六月、政府は自由民権運動の影響を排除するために戸長の官選化や区町村会法改正を行いました。これにより連合町村会や連合戸長役場を開設することが認められ、三重県でも連合戸長役場制度を同年九月に導入しました。この時名張地域では、図4にみるように九つの連合戸長役場が成立します。この範囲は、明治十二年の組合町村制にそっくり重なっています。そしてこの管轄は、ほぼそのまま明治二十二年の町村制施行に際しての新町村の範囲になっていきます。明治四年の戸籍区設置に始まって、大区小区制、組合町村制、連合戸長役場制と続いた地方行政単位のめまぐるしい変転は明治十七年になってようやく安定し、次の町村制へとつながっていきました。

（茂木 陽一）